

公の施設の指定管理者の指定の件（美香保体育館及び美香保公園  
野球場）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市美香保体育館	札幌市東区北22条東5丁目
美香保公園野球場	札幌市東区北21条東4丁目、北21条東5丁目、北22条東4丁目、北22条東5丁目

2 指定管理者

札幌市中央区中島公園1番5号札幌市中島体育センター内  
一般財団法人札幌市スポーツ協会  
理事長 石川 義浩

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、美香保体育館及び美香保公園野球場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。